現行省令

省令案

(目的)

第 じ。)を用いて行われるものに限る。) に関する送信の標準方式 局 幹放送局設備に適用される超短波データ多重放送(衛星基幹放送 規定に基づき、 に係る技術基準を定めることを目的とする。 であって人工衛星に開設するものを含む。 条 「法」という。) (衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行うための実用化試験局 この省令は、 基幹放送設備、 放送法 第百十 一条第一項及び第百二十一条第 (昭和) 特定地上基幹放送局等設備及び基 十五年法律第百三十二号。 第六条を除き 項の 下同 以

(定義)

| 監理委員会規則第十四号)において使用する用語の例による。| | 五年法律第百三十一号)及び電波法施行規則(昭和二十五年電波第二条 | この省令において使用する用語は、法、電波法(昭和二十

(データ信号の構成)

一条第一項第三号に規定する関連情報をいう。)以外の信号をい号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。)第二十送を除く。)に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第●第三条 データ信号(データチャネルを用いて伝送される信号のう

(目的)

標準方式を定めることを目的とする。除き、以下同じ。)の行う超短波データ多重放送に関する送信の実用化試験局であって人工衛星に開設するものを含む。第五条を第一条 この省令は、放送衛星局(放送試験衛星局及び放送を行う

新規

(データ信号の構成)

八条第一項第三号に規定する関連情報をいう。)以外の信号をい
六号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。)第十
送を除く。)に関する送信の標準方式(平成三年郵政省令第三十
ち、超短波放送の関連情報(標準テレビジョン放送(デジタル放)第二条 データ信号(データチャネルを用いて伝送される信号のう)

る。
う。)の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものとす

(スクランブル等)

とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とする。 とするために、信号波を電気的にかくはんすることできないようにするために、信号波を電気的にかくはんすることが(国内受信者が設置する受信装置によらなければ受信することが第四条 有料放送を行う場合であって、データ信号にスクランブル だっ

は、総務大臣が別に告示するところによること。 せ、総務大臣が別に告示するところによること。 一 スクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御について

ャネルを使用するものであること。 関連情報を当該有料放送の電波に重畳する場合は、データチ

(準用規定)

幹放送局を用いて行う超短波データ多重放送について準用する。●号)第九条第二項及び第三項並びに第二十条の規定は、衛星基送出手順に関する規定を除く。)、標準テレビジョン放送の標準第五条 超短波放送に関する送信の標準方式(平成●年総務省令第 第

衛星基幹放送局等に適用する規定)

第六条 超短波データ多重放送を行うための衛星基幹放送局(内外

う。) の構成は、総務大臣が別に告示するところによるものとす

る。

(スクランブル等)

第三条 じ。)を行う場合にあっては次の各号によるものとする。 ために、信号波を電気的にかくはんすることをいう。 する受信装置によらなければ受信することができないようにする 法第五十二条の四第 う場合であって、データ信号にスクランブル 十二条の四第 有料放送(放送法 一項に規定する有料放送をいう。 一項に規定する国内受信者をいう。 (昭和二十五年法律第百三十二号) (国内受信者 以下同じ。 が設置 (放送 第五 同

(同上)

(同上)

(準用規定)

送衛星局の行う超短波データ多重放送について準用する。標準方式第十五条第二項及び第三項並びに第十七条の規定は、放号の送出手順に関する規定を除く。)、標準テレビジョン放送の等二十六号)第七条から第九条まで及び第十条第一項(音声信第四条 超短波放送に関する送信の標準方式(昭和四十三年郵政省

放送衛星局等に適用する規定)

第五条 超短波データ多重放送を行う放送衛星局(放送法(昭和二

の省令の規定によらないことができる。
は不合理であるため総務大臣が別に告示するものについては、こものの送信の方式のうちこの省令の規定を適用することが困難又基幹放送を行うための実用化試験局であって人工衛星に開設する放送を行うためのものに限る。)、衛星基幹放送試験局及び衛星

務大臣が別に告示するものについては、この省令の規定によらなちこの省令の規定を適用することが困難又は不合理であるため総実用化試験局であって人工衛星に開設するものの送信の方式のう内外放送を行うものに限る。)、放送試験衛星局及び放送を行う十五年法律第百三十二号)第二条第二号の二の三に規定する受託

いことができる。

3